

海外進出プラクティス・グループ ニュースレター

Contents

- I. 海外直接投資の失敗学 連載第2回
- II. インド：リーガルアップデート（判例紹介）
—1956年証券契約（規制）法上の規制が非上場公開会社の株式譲渡にも及ぶと判断したインド最高裁判決（2013年7月15日）
- III. メキシコ環境責任法の施行
- IV. ブラジル腐敗防止法の成立
- V. インド留学便り 連載第2回
- VI. インド税務セミナーのご報告
- VII. セミナー情報

I. 海外直接投資の失敗学 -合弁会社 米国・ベトナム・インドの比較-

弁護士 小島 秀樹

インバウンドの日米間合弁契約を日本側で代理した時感じたのは、合弁とは時間を買うことだ、ということである。米国で開発に成功した製品を一から日本に来て立ち上げることはできる。しかしコストのみならず膨大な時間が競争力を殺ぐ。日本の同業者と組むことによって瞬時に既存の工場設備・技術者・サプライヤー・販路を獲得できる。しかも資本まで分担してくれる。特に販路については予測可能性は低く、単独進出した場合、獲得の保証はない。これを先進国型合弁と呼ぼう。

ベトナムへの搬送品メーカーのアウトバウンド案件で、日本側を代理した時感じたことは、違っていた。

サプライヤーも持たない相手は、土地の使用権しか提供せず、この土地の価値を現物出資の資本金として受け入れるよう要求してきた。

そもそも販路は無いに等しく、工場設備・技術者・土地的使用権はそもそも当該政府系企業でなくても提

弁護士
小島 秀樹
MAIL/ kojima@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会
ニューヨーク州



供できるのに、なぜ日本企業は受けたか。煎じ詰めると越政府やその高官達へのグラント的性格(恩惠的)が強いのではないか。越政府が土地の出資で日越合弁の株主になる以上、彼等は越内の諸勢力・諸権益者から、この合弁企業を守る強いインセンティブをもつ。日本企業としては、共産党政権下の市場に出る以上、保護者が必要である。これを途上国型合弁と呼ぼう。

インドはどうか。日米間と異なり、企業・市場・規制についての情報が分かりにくく且つ信頼性が低いという点で第三の型とも呼ぶべきであろう。数年前のインフラ器材メーカーの例を紹介したい。日本企業は国内業界 1~2 位の有数メーカー、インド企業もインドを代表する最有力企業。日本はマイノリティながら数十億円出資。我々は契約書の作成段階にのみ関与した。数年経って日本企業が撤退する旨のプレスリリースを出した。問題は現地の規制や課税をしっかりと認識できていなかった為、親子間取引に物品税が課され、価格競争力を弱めたこと、更に BIS 規制という欧州の ISO に匹敵する標準化規制がクリアできてい

ない為、操業開始が半年遅れた。進出後数年で競業者が内外から 5~6 社参入し、まったく価格競争力を失った。要約すると、失敗の原因は日本側で FS (企業化調査) ができていなかったことに尽きる。BIS も物品税も本来事前に捉えられたはずである。同業者の参入予測は難しかったであろう。

しかしインドで成功する日本メーカーは、必ずしも価格で勝負してはいない。相手はインドを代表する大企業だという幻想に頼り、世情のインド市場の有望性ばかり宣伝する情報に惑わされ、徹底した FS を怠ったのである。幾ら市場が有望でも、成功する企業と撤退する企業とがいる。インド企業はグループとして大きくても、一産業分野の子会社の幹部が必ずしも優秀であるとは限らない。ましてや日本(中堅の優秀さは戦前の日本軍もそうだし、戦後の企業も同じである)と違い、中堅社員の層の厚さはかなり貧弱と言ってよいのがインド一般である。「インドのことをインドに任せたのが失敗の原因」であったという法務部長の弁を肝に銘ずるべきである。

II. インドリーガルアップデート (判例紹介)

—1956 年証券契約(規制)法上の規制が非上場公開会社の株式譲渡にも及ぶと判断した
インド最高裁判決(2013 年 7 月 15 日)

—Bhagwati Developers Pvt. Ltd. v. Peerless General Finance & Investment Company Ltd and Anr. (Civil Appeal No. 7445 of 2004)

弁護士 布川 俊彦

本件(事案の詳細は割愛します)では、非上場公開会社の株式を譲り受けたと主張する株式譲受人が、当該株式の発行会社に対して株主名簿への登録を申請しました(インドでは、株式譲渡制限のある非公開会社(private company)とかかる制限のない公開会社(public company)の区別があります)。ところが、発行会社側が当該株式譲渡はスポット・デリバリー契約によらない株式譲渡であり、1956 年証券契約

(規制)法(Securities Contracts (Regulation) Act, 1956)の規制に反し無効だと主張して登録を拒否したため、株式譲受人が法的手続きに訴えたものです。株式譲受人の主張は、会社法委員会(CLB: Company Law Board)、カルカッタ高等裁判所のいずれでも認められなかったため、株式譲受人がインド最高裁判所への上告に及びました。

インド最高裁は、「非上場」「公開」会社の株式にも証券契約（規制）法の規制が適用されることを明らかにした上、本件株式譲渡はスポット・デリバリー契約にあらず、証券契約（規制）法に反し無効であるとして、株式譲受人の上告を退けました。

本最高裁判決は、証券契約（規制）法の適用を受ける証券（securities）とは、譲渡可能（marketable）な証券をいい、譲渡可能とは市場において売買が可能であることだとしました（市場の規模は問題となりません）。そして、「非上場」「公開」会社の株式もその意味で譲渡可能であるから「証券」にあたり、「非上場」「公開」会社の株式譲渡にも証券契約（規制）法の規制が適用される、としました。

本最高裁判例を前提とすれば、日本企業がインド進出の際に合弁会社を「非上場」「公開」会社としてインドに設立し、後に当該合弁会社の株式を現地パートナーに売却（あるいは現地パートナーから株式を買収）する場合にも証券契約（規制）法の規制が適用

されることとなります。そのため、そのような株式譲渡は証券契約（規制）法の定めるスポット・デリバリー契約の要件を満たさない限り無効となってしまう。日本企業がインド進出の際に設立する合弁会社の多くは「非上場」「公開」会社であるから、このような事態が実際に生じることが想定されます。したがって、インドに進出している日本企業は、このような株式譲渡の際のクロージング・メカニズムを策定する際には細心の注意が必要となります。本最高裁判例は、このような意味で実務的なインパクトの大きい判例です。

弁護士
布川 俊彦
MAIL/nunokawa@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



III. メキシコ環境責任法の施行

弁護士 高橋 将志

メキシコにおける環境責任法の制定

近年、日本企業の投資先として注目を集めているメキシコで、2013年7月7日、環境責任法（Ley Federal de Responsabilidad Ambiental）が新たに施行されました。

メキシコでは、従来から環境規制に関する法律が複数存在しており、国家機関として、国家の環境保護政策を策定し監督する Secretaria de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT)、法規制の執行を担う Procuraduría Federal de Protección al Ambiente (PROFEPA) があります。今回の環境責任法は、これら既存の法制に加え、環境汚染の責任追及、訴訟手続等を通じて環境汚染の回復・補償に関する法制度を定めるものです。

環境責任法の主な内容

環境責任法の下では、「環境損害」（Daño al ambiente）を生じさせた者は、民事・刑事上の責任とは別に、環境責任法上の責任を負わなくてはなりません。

<責任発生要件>

「環境損害」とは、「生息環境、生態系、自然環境の構成要素及び天然資源、それらの相互作用関係並びに環境への恩恵における、化学的、物理的、生物学的な条件の測定可能な損失、劣化、損害、影響又は変更」をいいます。

個人又は法人が、作為又は不作為によって、直接的又は間接的に、「環境損害」を起こせば、原則として環境責任法上の責任を問われます。

法人の場合、事業上の権限を有する役員や従業員が、「環境損害」を引き起こす行動を法人の指示又は許可に基づいて行えば、当該法人が責任を問われます。一方、法人・個人を問わず、第三者の意図的な行為に責任が認められれば、間接的に「環境損害」を引き起こしたとしても責任を問われることはありません。

環境責任法の下では、連帯責任についても規定されています。自ら雇用、又は、選任した第三者が「環境損害」を引き起こした場合には、当該第三者とともに連帯責任を負わなければなりません。また、2以上の者が、意図的に「環境損害」を引き起こし、各々の作為又は不作為がどの範囲で「環境損害」を引き起こしたかが定まらない場合には、原則として全員が連帯責任を負わなければなりません。

<訴訟の原告適格等>

環境責任法に基づく法的責任を追及できるのは、「環境損害」が生じた場所及びそれに隣接する地域に住んでいる個人、環境保護に取り組んでいる一定のメキシコ国内の団体、PROFEPA、又は、公的環境保護組織等です。「環境損害」及びその影響が発生してから12年経過すると、環境責任の訴訟提起はできなくなります。

<訴訟手続>

「環境損害」発生 の責任を追及する訴訟については、環境責任法施行から2年以内に新設される環境問題専門の地方裁判所が扱うこととされています。

裁判所は、自ら証拠資料を収集することができ、PROFEPA や SEMARNAT に対して、技術的、科学的な証拠資料の提出を求めることができます。また、裁判官は、PROFEPA に対して、「環境損害」に関係する書類等の押収、有害物質等の差押等の予防措置を命ずることができます。環境責任法は、「環境損害」が生じた不動産を所有する第三者に対して、裁判所の予防措置の執行を容認するよう義務づけています。

判決には、「環境損害」を回復すべき義務、補償すべき義務、損失の増大を避けるために必要な手段、

制裁金の支払等についても記載されます。判決が執行可能となった後、訴訟当事者は、環境回復の方法、期間、回復すべき水準や、補償方法、環境回復・補償の履行期限等について、判決後30日以内に同意する必要があります。そして、当該同意内容は、適正である旨の SEMARNAT の意見を経て、判決とともに公表されます。当該回復及び補償が期限内に履行されない場合には、PROFEPA が制裁を課すことがあります。

<刑事罰>

「環境損害」を故意に発生させたと証明された場合、原則として、個人なら300～5,000日分の最低賃金相当額(約15万円～250万円)、法人なら1,000～600,000日分の最低賃金相当額(約50万円～3億円)の罰金が課されます(1メキシコペソ当たり7.7円の為替レートで計算しています)。但し、一定の例外に該当すれば、罰金は3分の1に減額される場合があります。懲役刑はありません。

以上のとおり、メキシコでは環境汚染を生じさせる企業に対する責任追及がしやすくなっており、今後、環境責任法に基づく訴訟が増加することが予想されます。メキシコで事業を行う企業としては、環境汚染による訴訟リスクをも念頭において、環境に配慮することがますます必要となっています。

(この記事の作成に当たっては、当事務所と提携関係にある、メキシコ法律事務所である CUESTA CAMPOS Y ASOCIADOS, S.C.の協力を得ています。)

弁護士
高橋 将志
MAIL/m-takahashi@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



IV. ブラジル腐敗防止法の成立

弁護士 雨宮 弘和

汚職に関する問題は、新興国において事業を行ううえで、十分注意して取り組む必要があります。この点、ブラジルにおいて、腐敗防止法(法 12.846 号)が 2013 年 8 月 1 日付で成立しました。腐敗防止法は、公布日(同年 8 月 2 日)の 180 日後が施行日(2014 年 1 月 29 日)とされています。施行に向けて、ブラジルで事業活動を行う日本企業として留意すべき点を三点に絞って以下にまとめます。

法人に対する抑止力ある過料

ブラジルでは汚職に関与した法人に対して抑止力ある過料を課すことが難しいと指摘されてきました。これまで過料は裁判所の判決に基づいて課されるものとされ、時間がかかる上に十分な過料額が認定されていないという問題が指摘されてきたところです。腐敗防止法の下では、直近の事業年度における売上高の 0.1%から 20%の範囲で行政府の判断で過料を課すことができるとされ、事業活動に大きな影響を与える金額の過料処分がスピーディーに行われるものと理解されます。(過料の処分に不服があれば、事後的に裁判所で処分の有効性を争うことは可能です。)

コンプライアンス・プログラムの導入

企業をあげて汚職を断絶するためにコンプライアンス・プログラムを導入していた場合には、実際に従業員等が汚職に関与していたことが判明した場合でも、過料の減免の効果を受けることができます。コンプライアンス・プログラムを有しない企業は、その策定を検討すべきであると思います。さらに、策定したコンプライアンス・プログラムにつきブラジル政府の監査事務所(CGU, Controladoria

Geral da União)の審査を受け、プログラムの品質を保証する証明書の発行を受けるとすることも検討に値します。シーメンス社をはじめ、CGU の審査を済ませた国際的企業は少なくありません。

リニエンシー制度の導入

リニエンシー制度も導入されます。ただ、現時点では、リニエンシー制度の運用方法が十分に議論し尽くされているとは言えません。ガイドライン等により順次明確化されていくことが期待されるところです。

以上が日本企業として特に留意すべき主要な事項となります。本年 4 月に腐敗防止法案がブラジル下院で可決した際に、当方も、セミナー等で同法案につきコメントしました。その際には、他の法案の審議状況などからして、正直なところ、本年度中の成立は想定できておりませんでした。今回、通常に比べ早期に法律として成立したのも、OECD のプレッシャーだけではなく、ブラジルの世論が汚職撲滅を強く望んでいることの現われではないかと思えます。このような背景がある中で、仮に外国企業がブラジルで汚職に関わると、非常に強い社会的非難を受けることが想定されます。その点も、十分に心に留める必要があると思います。

弁護士
雨宮 弘和
MAIL/amemiya@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会
カリフォルニア州



V. インド留学便り 連載第2回

弁護士 赤塚 洋信

インドの雨期

前回デリーで最も暑い時期である5月と6月についてお伝えしましたが、その後の7月～9月にかけて



はモンスーンの影響で雨期となります。今年の雨期は例年に比べて雨量が多かったらしく、特に8月は連日のように雨が降りました。インドでは排水のインフラが貧弱であるため、大雨が降ると忽ち道路が冠水し、交通がマヒします。筆者も外出時に大雨に見舞われることがあります。低地にある道路で腰あたりまで水が溜まり、水が引くまで何時間も身動きがとれなくなったことがあります。しかも、水たまりで蚊が発生し、デング熱とよばれる熱病を媒介するので更に厄介です。

生活には不便をもたらすモンスーンの雨ですが、インドの農業にとっては欠かせない恵みの雨でもあります。この時期の降雨の多寡で穀物の生産量が左右され、ひいては国全体の景気にも影響を及ぼすほどです。

ロースクール

肝心の勉強面についてですが、デリーにある Indian Law Institute という法律研究機関兼ロースクールに入学が認められ、8月から講義に出席しています。選択したコースは、専らビジネスに関する法律を学ぶ Post Graduate Diploma Course (Corporate laws and management) というプログラムです。具体的な科目としては、(1)会社法、(2)商事法及び事業規制、(3)経営理論、(4)会計、といった分野を学んでいきます。

まだ全ての科目がスタートしているわけではありませんが、1クラスは約70名程度、講義形式で教授の話聞くこととなります。いくつか講義を受けて感じたこととしては、まず時間はかなりルーズで、数十分遅れで始まることもしばしばです。また、講義の内容そのものは難解というわけではありませんが、教授によってはインド英語のアクセントが強く、聞き取りに非常に苦労することがあります。中にはエキサイトするとヒンディー語で話し始める先生もいて、筆者にはお手上げになることもあります。

クラスメートに外国人は私一人しかおらず、完全にアウェイの環境ですが、できる限り学識を身に着けたいと思います。

弁護士
赤塚 洋信
MAIL/akatsuka@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



VI. インドセミナーのご報告

2013年9月11日に東京で、同12日に大阪で開催された、国際税務研究会(月刊『国際税務』発行)主催のプレミアムセミナー「インドにおける最近の税務行政と日系企業への調査対応の実務」において、当事務所の小川浩賢、雨宮弘和両弁護士がインドから来日した弁護士2名(Mr. Rohan Shah, Mr. Ajit Tolani)とともに講演を行いました。

このセミナーは、当事務所が、長年の提携関係にあるインドの法律事務所「Economic Laws Practice」と共同で企画したもので、インドにおける税制の概要や税務調査対応、注目すべき裁判例等について実務的な解説をしました。

日本国内でインド税務について実務的な情報が得られる機会は多くなく、出席者の方からは、積極的にご質問いただき、「大変参考になった」等のお声もいただきました。今後とも、インド進出サポートの長年の

経験と、インドにおける豊富なネットワークを生かし、インドに進出する日本企業の支援業務の充実を図って参ります。



セミナーで講師を務めた雨宮弁護士

VII. セミナー情報

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「日本企業の欧州進出・欧州投資成功への道」

講師：金子浩永ドイツ弁護士

ほかドイツから5名のスピーカー

主催 : HEUKING KUHN LUER WOJTEK、小島国際法律事務所
 後援 : NRW Japan KK
 内容 : 欧州最大の消費市場かつ最大の生産国であり欧州の地理的な中心であるドイツへの進出・投資につき、長年ドイツで法務・税務・会計・人材獲得/派遣・保険などの分野で多くの日本企業を支援してきた5名の専門家達により、ドイツへの進出の成功のためのセミナーを開催します。
 日時 : 2013年10月23日(水)14時~16時(16時からレセプションを予定)
 場所 : アルカディア市ヶ谷私学会館4階(飛鳥) <http://www.arcadia-jp.org/access/pdf/annaizu.pdf>
 参加費 : 無料
[2013年セミナー「欧州投資成功への道」のご案内 | 小島国際法律事務所](#)

◆ 「インドにおける企業経営、成功の鍵」

講師：弁護士 小川 浩賢

主催 : サン・アンド・サンズ・コンサルタンツ
 共催 : 小島国際法律事務所、有限責任監査法人トーマツ、日刊工業新聞社
 内容 : 企業経営の鍵;株主総会、取締役会
 日時 : 2013年11月12日(火)13時~17時(12時30分から受付開始)
 場所 : 有限責任監査法人トーマツ有楽町オフィス17F セミナールーム
 JR 山手線 有楽町駅 日比谷口から徒歩1分
 参加費 : 3,000円(当日受付にて申し受けます)
http://www.kojimalaw.jp/news/2013.Seminar_Information_Nov.pdf

◆ 「インド新会社法の解説と進出企業への影響(仮)」

講師：弁護士 雨宮 弘和

主催 : 金融ファクシミリ新聞社(株式会社 FN コミュニケーションズ)
 ※ 特別号の「主催者」欄の記載に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。
 内容 : インド会社法の近時改正内容の解説と進出企業への影響(仮)
 日時 : 2013年12月9日 13時30分～16時30分(途中休憩10分と質疑応答20分を含む)
 場所 : 金融ファクシミリ新聞社 セミナールーム (地下鉄茅場町駅、北側、東京証券取引所近く)

◆ 「海外派遣前研修 (インド)」

講師：弁護士 雨宮 弘和

主催 : 財団法人海外職業訓練協会
 内容 : インド法務
 日時 : 2014年3月25日(火)

海外進出プラクティス・グループ

早稲田大学法学部、サザンメソジスト大学、ジョージタウン大学各ロースクール修士卒業。
 民間ベースで、戦後第一号の有料のインド投資セミナーを東京で開催。国境をまたぐ企業間の紛争を専門に扱っている。

代表パートナー

小島 秀樹



中央大学法学部卒業。1993年入所以来、インド関係の通常の投資案件に加え、日印租税条約に基づく相互協議、インド証券取引法関係の案件、国際商業会議所の国際仲裁等に関与している。また金融財務研究会等においてインド関係のセミナー講師を務めている。その他、一般企業法務、労務・税務問題も多く扱っている。

担当パートナー

小川 浩賢

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階

TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405

MAIL : newsletter@kojimalaw.jpURL : www.kojimalaw.jp